

浦幌町特別職報酬等審議会議案

と き 平成28年2月5日（金）
午後2時～
ところ 役場2階中会議室

※委嘱状交付

1 町長あいさつ

2 議 題

1) 会長の互選について

2) 経過について

3) 十勝管内における特別職等の報酬額について

4) 町長、副町長及び教育長の給料の額の改正について

5) その他

浦幌町特別職報酬等審議会委員名簿

所属団体等	氏名	摘要
浦幌町商工会副会長	木下政憲	
浦幌町農業協同組合専務理事	梅田武	
浦幌町森林組合代表理事組合長	村中一雄	
大津漁業協同組合専務理事	北村龍也	
浦幌町連合行政区長会副会長	大坂千代人	
浦幌町女性団体連絡協議会会長	出口和枝	
一般代表	山岸嘉平	

浦幌町特別職報酬等審議会条例

昭和50年6月26日条例第27号

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、浦幌町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 町長は、議会の議員の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人をもって組織する。

2 委員は、町内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度町長が任命する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(報酬等)

第6条 委員の報酬並びに費用弁償の支給については、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和31年浦幌町条例第19号）の定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月17日条例第1号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月13日条例第35号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

町長等給料（報酬）額の変遷

役職名		S49. 4. 1	S51. 4. 1	S52. 4. 1	S54. 1. 1	S54. 10. 1	S55. 4. 1	S56. 4. 1	S59. 4. 1	S60. 4. 1	S62. 4. 1
町長	月額	380,000	450,000	500,000	500,000	530,000	530,000	560,000	560,000	610,000	635,000
副町長	月額	300,000	370,000	420,000	420,000	445,000	445,000	470,000	470,000	490,000	515,000
収入役	月額	270,000	330,000	355,000	355,000	380,000	380,000	400,000	420,000	435,000	460,000
教育長	月額	270,000	330,000	355,000	355,000	380,000	380,000	400,000	420,000	435,000	460,000
議長	月額	95,000	120,000	140,000	160,000	160,000	170,000	185,000	185,000	200,000	210,000
副議長	月額	76,000	90,000	100,000	120,000	120,000	130,000	148,000	148,000	150,000	156,000
常任委員長	月額	69,000	81,000	90,000	110,000	110,000	120,000	131,000	131,000	135,000	140,000
議員	月額	58,000	70,000	80,000	100,000	100,000	110,000	114,000	114,000	120,000	125,000
役職名		H1. 4. 1	H3. 1. 1	H4. 10. 1	H7. 7. 1	H10. 4. 1	H14. 12. 1	H15. 4. 1	H17. 4. 1	H27. 5. 1	
町長	月額	670,000	740,000	800,000	850,000	870,000	826,000	696,000	626,000	→	
副町長	月額	540,000	600,000	650,000	690,000	706,000	681,000	600,000	558,000	→	
収入役	月額	480,000	530,000	570,000	605,000	620,000	604,000	539,000			
教育長	月額	480,000	530,000	570,000	605,000	620,000	604,000	539,000	512,000	→	
議長	月額	220,000	265,000	276,000	298,000	305,000	→	244,000	220,000	280,000	
副議長	月額	163,000	201,000	209,000	238,000	243,000	→	195,000	181,000	220,000	
常任委員長	月額	146,000	179,000	186,000	213,000	217,000	→	174,000	165,000	195,000	
議員	月額	130,000	158,000	164,000	187,000	191,000	→	153,000	145,000	175,000	

特例措置		15. 7~17. 3	17. 4~19. 4	19. 5	19. 6~23. 3	23. 4~					
町長	月額	487,000	438,000	626,000	438,000	626,000					

※不祥事等に伴うものは含まない。

町長等給料月額及び年収の管内状況（平成28年度見込み）

（単位：円）

団体名	町長						副町長						教育長					
	給料月額	順位	加算率	支給月数	年額	順位	給料月額	順位	加算率	支給月数	年額	順位	給料月額	順位	加算率	支給月数	年額	順位
音更町	859,000	1	20%	4.20月	14,637,360	1	711,000	1	20%	4.20月	12,115,440	1	627,000	1	20%	4.20月	10,684,080	1
士幌町	750,000	5	0%	4.20月	12,150,000	9	620,000	5	0%	4.20月	10,044,000	10	560,000	6	0%	4.20月	9,072,000	11
上士幌町	740,000	8	15%	4.20月	12,454,200	7	610,000	9	15%	4.20月	10,266,300	7	550,000	9	15%	4.20月	9,256,500	8
鹿追町	750,000	5	15%	4.20月	12,622,500	4	620,000	5	15%	4.20月	10,434,600	5	560,000	6	15%	4.20月	9,424,800	6
新得町	766,000	4	15%	4.20月	12,891,780	3	641,000	4	15%	4.20月	10,788,030	3	581,000	4	15%	4.20月	9,778,230	3
清水町	700,000	12	15%	4.20月	11,781,000	12	584,000	13	15%	4.20月	9,828,720	13	540,000	12	15%	4.20月	9,088,200	10
芽室町	771,000	3	0%	4.20月	12,490,200	6	648,000	3	0%	4.20月	10,497,600	4	582,000	3	0%	4.20月	9,428,400	5
中札内村	682,000	15	0%	4.20月	11,048,400	15	580,000	15	0%	4.20月	9,396,000	15	526,000	16	0%	4.20月	8,521,200	16
更別村	690,000	13	5%	4.20月	11,322,900	13	596,000	12	8%	4.20月	9,855,456	12	536,000	13	8%	4.20月	8,863,296	13
大樹町	684,000	14	0%	4.20月	11,080,800	14	577,000	16	0%	4.20月	9,347,400	16	536,000	13	0%	4.20月	8,683,200	14
広尾町	667,000	17	0%	4.20月	10,805,400	17	583,000	14	0%	4.20月	9,444,600	14	535,000	15	0%	4.20月	8,667,000	15
幕別町	830,000	2	15%	4.20月	13,968,900	2	684,000	2	15%	4.20月	11,511,720	2	608,000	2	15%	4.20月	10,232,640	2
池田町	732,000	10	0%	4.20月	11,858,400	11	613,000	8	0%	4.20月	9,930,600	11	550,000	9	0%	4.20月	8,910,000	12
豊頃町	720,000	11	15%	4.20月	12,117,600	10	610,000	9	15%	4.20月	10,266,300	7	550,000	9	15%	4.20月	9,256,500	8
本別町	747,000	7	15%	4.20月	12,572,010	5	616,000	7	15%	4.20月	10,367,280	6	562,000	5	15%	4.20月	9,458,460	4
足寄町	740,000	8	15%	4.20月	12,454,200	7	610,000	9	15%	4.20月	10,266,300	7	560,000	6	15%	4.20月	9,424,800	6
陸別町	680,000	16	0%	4.20月	11,016,000	16	561,000	17	0%	4.20月	9,088,200	18	510,000	18	0%	4.20月	8,262,000	18
浦幌町	626,000	18	15%	3.90月	10,319,610	18	558,000	18	15%	3.90月	9,198,630	17	512,000	17	15%	3.90月	8,440,320	17

※年額＝（給料月額×12月）＋〔給料月額＋（給料月額×加算率）×支給月数〕

議会議員報酬月額及び年収の管内状況（平成28年度見込み）

（単位：円）

団体名	議長						副議長				常任委員長・議運委員長				議員			
	報酬月額	順位	加算率	支給月数	年額	順位	報酬月額	順位	年額	順位	報酬月額	順位	年額	順位	報酬月額	順位	年額	順位
音更町	351,000	1	0%	4.20月	5,686,200	1	275,000	1	4,455,000	1	244,000	1	3,952,800	1	235,000	1	3,807,000	1
士幌町	310,000	3	0%	4.20月	5,022,000	3	245,000	3	3,969,000	3	218,000	4	3,531,600	4	195,000	4	3,159,000	5
上士幌町	261,000	16	15%	4.20月	4,392,630	15	210,000	16	3,534,300	14	187,000	16	3,147,210	13	165,000	16	2,776,950	15
鹿追町	290,000	9	15%	4.25月	4,897,375	6	227,000	9	3,833,463	6	204,000	7	3,445,050	6	183,000	9	3,090,413	6
新得町	296,000	5	15%	4.20月	4,981,680	4	233,000	7	3,921,390	5	208,000	6	3,500,640	5	188,000	5	3,164,040	4
清水町	275,000	14	0%	4.45月	4,523,750	12	219,000	13	3,602,550	12	195,000	12	3,207,750	11	183,000	9	3,010,350	7
芽室町	306,000	4	0%	4.10月	4,926,600	5	244,000	4	3,928,400	4	224,000	3	3,606,400	3	204,000	3	3,284,400	3
中札内村	254,000	18	0%	4.20月	4,114,800	18	201,000	18	3,256,200	18	179,000	18	2,899,800	18	161,000	18	2,608,200	17
更別村	258,000	17	0%	4.10月	4,153,800	17	203,000	17	3,268,300	17	181,000	17	2,914,100	17	162,000	17	2,608,200	17
大樹町	270,000	15	0%	4.20月	4,374,000	16	215,000	15	3,483,000	15	192,000	14	3,110,400	15	175,000	13	2,835,000	13
広尾町	294,000	7	0%	4.20月	4,762,800	8	235,000	5	3,807,000	7	210,000	5	3,402,000	7	185,000	6	2,997,000	8
幕別町	323,000	2	0%	4.20月	5,232,600	2	258,000	2	4,179,600	2	231,000	2	3,742,200	2	212,000	2	3,434,400	2
池田町	296,000	5	0%	4.20月	4,795,200	7	234,000	6	3,790,800	8	204,000	7	3,304,800	8	185,000	6	2,997,000	8
豊頃町	278,000	12	15%	4.10月	4,646,770	10	221,000	11	3,694,015	10	196,000	11	3,276,140	10	178,000	12	2,975,270	11
本別町	292,000	8	0%	4.20月	4,730,400	9	230,000	8	3,726,000	9	204,000	7	3,304,800	8	185,000	6	2,997,000	8
足寄町	278,000	12	0%	4.20月	4,503,600	14	223,000	10	3,612,600	11	197,000	10	3,191,400	12	179,000	11	2,899,800	12
陸別町	286,000	10	0%	3.85月	4,533,100	11	217,000	14	3,439,450	16	192,000	14	3,043,200	16	175,000	13	2,773,750	16
浦幌町	280,000	11	0%	4.10月	4,508,000	13	220,000	12	3,542,000	13	195,000	12	3,139,500	14	175,000	13	2,817,500	14
浦幌町	280,000	11	0%	4.20月	4,536,000	11	220,000	12	3,564,000	13	195,000	12	3,159,000	13	175,000	13	2,835,000	13

※年額＝（報酬月額×12月）＋〔報酬月額＋（報酬月額×加算率）×支給月数〕

※加算率と支給月数は、議長から議員まで全て同様

町 長 等 給 料 月 額 等 の 改 定 案

区 分	現 行			改 定 案					改 定 時 期
	給 料 月 額	期 末 手 当		給 料 月 額	改 定 率	期 末 手 当			
		加 算 率	支 給 月 数			加 算 率	支 給 月 数	増 加 月 数	
町 長	626,000円	15%	3.90月	700,000円	11.82%	15%	4.20月	0.30月	平成28年4月1日
副町長	558,000円	15%	3.90月	590,000円	5.74%	15%	4.20月	0.30月	
教育長	512,000円	15%	3.90月	530,000円	3.52%	15%	4.20月	0.30月	

町長等給料月額等改定試算表

①町長

	給料月額	順位	給料年額		期末手当			合計	順位
			月数	計	加算率	支給月数	計		
現行	626,000円	18	12月	7,512,000円	15%	3.90月	2,807,610円	10,319,610円	18
改定案	700,000円	12	12月	8,400,000円	15%	4.20月	3,381,000円	11,781,000円	12
増減	74,000円			888,000円		0.30月	573,390円	1,461,390円	

②副町長

	給料月額	順位	給料年額		期末手当			合計	順位
			月数	計	加算率	支給月数	計		
現行	558,000円	18	12月	6,696,000円	15%	3.90月	2,502,630円	9,198,630円	17
改定案	590,000円	13	12月	7,080,000円	15%	4.20月	2,849,700円	9,929,700円	12
増減	32,000円			384,000円		0.30月	347,070円	731,070円	

③教育長

	給料月額	順位	給料年額		期末手当			合計	順位
			月数	計	加算率	支給月数	計		
現行	512,000円	17	12月	6,144,000円	15%	3.90月	2,296,320円	8,440,320円	17
改定案	530,000円	16	12月	6,360,000円	15%	4.20月	2,559,900円	8,919,900円	12
増減	18,000円			216,000円		0.30月	263,580円	479,580円	

近 隣 町 村 の 比 較 (改 定 後)

①町長

	給料月額	給料年額		期末手当			合計	順位
		月数	計	加算率	支給月数	計		
豊 頃	720,000円	12月	8,640,000円	15%	4.20月	3,477,600円	12,117,600円	10
池 田	732,000円	12月	8,784,000円	0%	4.20月	3,074,400円	11,858,400円	11
本 別	747,000円	12月	8,964,000円	15%	4.20月	3,608,010円	12,572,010円	5
上 士 幌	740,000円	12月	8,880,000円	15%	4.20月	3,574,200円	12,454,200円	7
浦 幌	700,000円	12月	8,400,000円	15%	4.20月	3,381,000円	11,781,000円	12

②副町長

	給料月額	給料年額		期末手当			合計	順位
		月数	計	加算率	支給月数	計		
豊 頃	610,000円	12月	7,320,000円	15%	4.20月	2,946,300円	10,266,300円	7
池 田	613,000円	12月	7,356,000円	0%	4.20月	2,574,600円	9,930,600円	11
本 別	616,000円	12月	7,392,000円	15%	4.20月	2,975,280円	10,367,280円	6
上 士 幌	610,000円	12月	7,320,000円	15%	4.20月	2,946,300円	10,266,300円	7
浦 幌	590,000円	12月	7,080,000円	15%	4.20月	2,849,700円	9,929,700円	12

③教育長

	給料月額	給料年額		期末手当			合計	順位
		月数	計	加算率	支給月数	計		
豊 頃	550,000円	12月	6,600,000円	15%	4.20月	2,656,500円	9,256,500円	8
池 田	550,000円	12月	6,600,000円	0%	4.20月	2,310,000円	8,910,000円	13
本 別	562,000円	12月	6,744,000円	15%	4.20月	2,714,460円	9,458,460円	4
上 士 幌	550,000円	12月	6,600,000円	15%	4.20月	2,656,500円	9,256,500円	8
浦 幌	530,000円	12月	6,360,000円	15%	4.20月	2,559,900円	8,919,900円	12

浦 幌 町 の 財 政 状 況

①基金残高（普通会計）の推移

（単位：千円）

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
421,503	643,209	686,379	881,116	1,168,397	1,566,687	2,507,476	2,807,589	3,394,338	3,972,957	4,102,774

②地方債残高（全会計）の推移

（単位：千円）

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
15,963,316	15,090,874	14,028,124	13,053,641	12,173,042	11,686,888	11,554,556	11,058,189	10,991,636	11,042,688	11,837,095

③実質公債費比率（3か年平均）の推移

（単位：％）

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
-	20.2	23.4	22.5	19.9	16.1	13.5	12.4	12.1	11.9	11.6
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
11.3	10.8	10.5	10.4	10.5	10.5	10.9	11.3	11.6	11.5	11.1

※実質公債費比率とは、「借入金の返済額及びこれに順ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの」で、「一般会計等が負担する借金返済額や借金返済に順ずる額」の「浦幌町の標準的な財政規模」に対する比率（3か年平均）をいい、25%を超えると「早期健全化団体」、35%を超えると「財政再生団体」となります。